

個人型確定拠出年金制度の概要

坂本和則 相談部 東京相談室

花野 稔 相談部 大阪相談室

「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」が平成28年5月24日に成立しました。この改正では、ライフコースが多様化していることに対応し、「個人型確定拠出年金の加入対象者の拡大」や「年金資産のポータビリティ（持ち運び）の拡充」などが行われました。これにより、基本的に60歳未満のすべての人が個人型確定拠出年金を利用できるようになるとともに、個人型確定拠出年金の愛称として「iDeCo（イデコ）」が新たに制定され、加入者拡大とその普及が期待されています。今回は、改正後の「個人型確定拠出年金」について、その概要を解説します。

1. 確定拠出年金とは

確定拠出年金とは、公的年金に上乗せして給付を受けることができる私的年金のひとつで、確定した掛金を拠出し（拠出された掛金は個人別に明確に区分されます）、その掛金と運用益との合計額で給付額が決定される年金制度です。確定拠出年金法に基づいて設けられており、「企業型」と「個人型」の2つのタイプがあります。

このうち「企業型」は、企業が従業員を加入させ、原則として企業が掛金を拠出します。一方、「個人型」は、加入者本人が掛金を拠出し、国民年金基金連合会が主体となって運営しています。資金運用は、「企業型」「個人型」ともに、加入者本人が提示された運用商品の中から選択して運用指図を行います。給付については、老齢給付金のほか、本人死亡によって遺族が受け取る死亡一時金、障害給付金、本人が脱退したときの脱退一時金があります。個人型確定拠出年金の加入者は、自営業者などに限られていましたが、平成29年1月から、企業年金を実施している企業の従業員、公務員、第3号被保険者（専業主婦・主夫）を含め、60歳未満のすべての人が加入できるようになりました。

2. 個人型確定拠出年金制度の概要

[1] 制度に加入できる人

個人型確定拠出年金に加入できる人は、以下の通りです。

- (1) 自営業者等 [第1号被保険者]
(農業者年金の被保険者の方、国民年金の保険料を免除されている方は除く)
- (2) 厚生年金保険の被保険者 [第2号被保険者]
(公務員や私学共済制度の加入者を含む。企業型確定拠出年金の加入者は、企業型年金規約において個人型確定拠出年金への加入が認められている方に限られる)
- (3) 専業主婦(夫) [第3号被保険者]

[2] 掛金の拠出および拠出限度額

個人型確定拠出年金への加入申し込みは受付金融機関で行い、掛金は加入者個人が拠出します。企業は拠出できません。なお、法改正により従業員100人以下の会社は、個人型確定拠出年金に加入している従業員の掛金に、追加して掛金を拠出できるようになります。

掛金の拠出限度額は以下の通りです(拠出額は月額5,000円以上1,000円単位)。なお、設定した掛金の金額は、年1回変更することができます。

(1) 自営業者等

年額 816 千円 (月額 68 千円) ※国民年金基金にも加入している場合は、合算で年額 816 千円 (月額 68 千円)
--

(2) 厚生年金保険の被保険者

①企業が厚生年金基金等の確定給付型の年金を実施	年額 144 千円(月額 12 千円)
②企業が企業型確定拠出年金のみを実施	年額 240 千円(月額 20 千円)
③企業が厚生年金基金等の確定給付型の年金や企業型確定拠出年金を実施していない(④の場合を除く)	年額 276 千円(月額 23 千円)
④公務員、私学共済制度の加入者	年額 144 千円(月額 12 千円)

(3) 専業主婦(夫)等

年額 276 千円 (月額 23 千円)

[3] 運用および運用商品等

掛金の運用は、加入者自身が運用商品の中から運用指図を行います。運用商品は、預貯金、投資信託、保険商品等となっています。なお、運用商品は運営管理機関(銀行、証券会社、損害保険会社、生命保険会社等の金融機関(注))によって商品ラインナップが異なるので、銀行等の運営管理機関のホームページなどで確認を行います。

運用商品の見直しには、「配分変更」と「スイッチング」があります。「配分変更」は、毎月の掛金で購入する商品とその割合を変更することです。一方、「スイッチング」は、すでに購入済みの運用商品を売却し、別の商品を購入することです。運営管理機関によっては、スイッチングに関して回数制限がある場合もあるので、事前に確認が必要です（法律では3カ月に1回以上の指図ができるよう定められています）。また、スイッチングの場合は、商品売買に所定の日数（通常3～8営業日）を要します。

注：運営管理機関は、運用商品の指示の取りまとめや記録の管理、運用商品の提示、運用商品に関する情報提供を行います。

[4] 給付および給付要件

年金等の給付は、「老齢給付金」「障害給付金」「死亡一時金」「脱退一時金」の4つがあり、給付および給付要件はそれぞれ以下の通りです。

(1) 老齢給付金

給付	5年以上20年以内の有期または終身年金（一時金の選択可能）（注）	
給付要件	原則、60歳に到達した場合に受給することができます。なお、60歳時点で確定拠出年金への加入者期間が10年に満たない場合は、加入期間に応じて支給開始年齢が以下のようになります。	
	8年以上10年未満	61歳
	6年以上8年未満	62歳
	4年以上6年未満	63歳
	2年以上4年未満	64歳
	1年以上2年未満	65歳

(2) 障害給付金

給付	5年以上20年以内の有期または終身年金（一時金の選択可能）（注）	
給付要件	70歳に到達する前に、傷病によって一定以上の障害状態になった加入者等が傷病になっている一定期間（1年6カ月）を経過した場合に受給することができます。	

注：運営管理機関によっては、終身年金での受け取りを取り扱っていない場合があります。

(3) 死亡一時金

給付	一時金
給付要件	加入者等が死亡したときに、その遺族が資産残高を受給することができます。

(4) 脱退一時金（個人型確定拠出年金からの脱退）

給付	一時金
給付要件	<p>以下のすべての要件に該当する方。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金保険料免除者であること。 ・障害給付金の受給権者でないこと。 ・掛金の通算拠出期間が3年以下であること（退職金等から個人型確定拠出年金へ資産の移換があった場合は、その期間も含む）、または資産額が25万円以下であること。 ・企業型確定拠出年金または個人型確定拠出年金の資格を最後に喪失した日から起算して2年を経過していないこと。 ・過去に脱退一時金の支給を受けていないこと。

[5] 税制

(1) 掛金拠出時

加入者が拠出した掛金は、全額、所得控除の対象となります（小規模企業共済等掛金控除）。年末調整や確定申告の際に、1年間に拠出した掛金の全額を所得から控除することができます。

なお、社会保険料控除は、本人または本人と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合、その支払った金額が控除されますが、小規模企業共済等掛金控除は本人の掛金しか控除できません。例えば、専業主婦である配偶者の掛金を夫が支払っても夫の所得から控除はできません。

(2) 運用時

運用益は非課税です。運用益をそのまま再投資に回すことができます。

(3) 給付時

年金として受け取る場合は、雑所得として「公的年金控除」の適用を受けることができます。また一時金で受取る場合は、退職所得として「退職所得控除」の適用を受けることができます。

3. 加入する場合の留意点

個人型確定拠出年金に加入する場合は、以下のような点に留意する必要があります。

運用の結果によっては損失が生じる可能性があります。

預貯金、投資信託、保険商品等の運用商品の中から加入者自身で商品を選択するため、選択した運用商品の運用成績によっては損失が生じる可能性があります。

原則、60歳まで途中の引き出し、脱退はできません。

長期投資を前提とした制度なので、加入者が死亡した場合や傷病などで一定の障害状態になった場合を除き、原則、60歳まで途中での引き出し、脱退はできません。なお、掛金の拠出は「加入者資格喪失届」を提出することによって停止できます。その後は運用指図者として、すでに拠出した

年金資産の運用指図を行います。また、再び加入手続きを行うことで、新たに掛金を拠出することも可能です。

- 加入から受け取りが終了するまでの期間、所定の手数料がかかります。

支払先	段階	加入時・移管時 (1回のみ)	運用期間中 (月額)	給付時 (振込時)
国民年金基金連合会		2,777 円	103 円	—
運営管理機関		(注)	(注)	—
事務委託先金融機関 (信託銀行)		—	64 円	432 円

注: 取扱運営管理機関により異なるので、各機関にご確認ください。また、運用期間中の国民年金基金連合会への103円の手数料は、掛金拠出がない運用指図の場合は必要ありません。

- 企業型確定拠出年金の加入資格を喪失した場合は、6カ月以内に手続きが必要。

退職などに伴い企業型確定拠出年金の加入資格を喪失した方は、6カ月以内に移換手続きをしない場合、年金資産は国民年金基金連合会に自動移換されます。自動移換されると、掛金の拠出や運用指図ができず、現金として管理されるので、運用益等は期待できません。また、自動移換された4カ月後からは管理手数料が徴収されるようになるため、年金資産が単に目減りしていくことになります。

内容は2017年3月23日時点の情報に基づいて作成されたものです。

本情報は、法律、会計、税務などの一般的な説明です。個別具体的な法律上、会計上、税務上等の判断や対策などについては専門家(弁護士、公認会計士、税理士など)にご相談ください。また、本情報の全部または一部を無断で複写・複製(コピー)することは著作権法上の例外を除き、禁じられています。

みずほ総合研究所 相談部東京相談室 03-3591-7077 / 大阪相談室 06-6226-1701
<http://www.mizuho-ri.co.jp/service/membership/advice/>